

参考 供給条件対照表

1. 用語の定義

(順流)

当社導管と京葉ガス導管の連結点（以下「連結点」）において、当社が連結託送供給により京葉ガスに払い出すとみなすガスの受け渡しのこと

(実流)

連結点において、流れているガスの物理的な流れのこと

(逆流みなし)

連結点において、京葉ガスが連結託送供給により当社に払い出すとみなすガスの受け渡しのこと

2. 対照表

託送供給約款項目 (カッコ内は約款関連以外の合意事項)	本申請における供給条件
<p>3. 用語の定義</p> <p>(20) 計画払出ガス量 託送供給依頼者が策定した、ある払出エリアにおける1日の払出ガス量の計画値の合計をいいます。</p> <p>2.2. 託送供給の実施</p> <p>(2) 当社は注入グループ毎に注入計画を算定します。</p>	<p>(払出及び注入計画)</p> <p>払出計画及び注入計画は、逆流みなしの受入地点について、「袖ヶ浦・日立グループ」の他の受入地点と区分して作成することとします。</p>
<p>4. 引受条件</p>	<p>(託送供給依頼者からの情報提供)</p> <p>当社は、東電 EP 社より、逆流みなしの託送供給が当社導管による託送供給を行う地域における競争の促進に寄与することについて説明を求めることがあります。当社は、状況の変化が生じたと考えられる場合は、東電 EP 社に改めて上記の説明を求めることがあります。</p>
<p>4. 引受条件</p> <p>(6) 受け入れるガスが、別表第2（受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法）に定める基準を満たし、需要家のガス使用に悪影響がないこと。また、受け入れるガスが別表第2の基準を満たすことについて託送供給依頼者が監視、記録のうえ、当社の求めに応じて当社に報告すること。</p> <p>(7) 託送供給するガスが、受入地点において、当社の導管への注入に必要十分な圧力を有すること。</p> <p>(8) 託送供給依頼者が、基本契約の期間内にわたり、安定的に所定の量と性状のガスを製造又は調達し、受入地点において注入が可能であること。</p> <p>(9) 託送供給依頼者において、ガスの受入地点に原則として別表第3（ガスの受入のために必要となる設備）に掲げる設備等（個別のケースごとに最大流量等に応じてその具体的内容を決定するものとし、基本契約で定めます。）を設け、常時監視が行えること。</p>	<p>(ガスの性状等に関する取扱い)</p> <p>以下の条件に適合したものであることとします。</p> <p>(1) ガスの性状、圧力・温度等（受入圧力、受入温度を除く）の測定方法の例及び監視方法については、東電 EP 社の京葉ガス導管への注入地点において当社託送供給約款別表第2に定めるとおりとします。</p> <p>(2) 東電 EP 社が京葉ガス導管に注入するガスの性状が、上記別表第2で定める性状と差異がある場合には、他の託送供給依頼者（以下「他託送供給依頼者」）との間の公平性を担保するため、東電 EP 社は、当社にガスを注入している他託送供給依頼者に対し、協議のうえ合意を得ることとします。</p> <p>(3) 本特例認可に基づく供給期間中に新たに託送供給依頼者になった事業者がいた場合、当該託送供給依頼者も前項に定める他託送供給依頼者に含むものとします。</p>

託送供給約款項目 (カッコ内は約款関連以外の合意事項)	本申請における供給条件
<p>(参考)</p> <p>4. 引受条件</p> <p>(15) 託送供給依頼者は、この約款における需要家等に関する事項について、小売供給契約締結時に交付する書面等に記載し、需要家へ通知し、承諾書等により承諾を得ること。なお、当社は、需要家等が承諾していることについて疑義が生じた場合に、当該承諾書等の確認をさせていただくことがあります。</p>	<p>(需要家への周知)</p> <p>東電 EP 社は、逆流みなしの託送供給を利用して需要家とのガス小売契約を締結する場合には、次の点を需要家に周知します。</p> <p>①当社託送供給約款ではなく経済産業大臣の特例認可による個別供給条件に基づく託送供給を利用したガス小売契約であること</p> <p>②逆流みなしの供給力は順流の契約に依拠するものであること</p>
<p>14. 検針</p> <p>(1) 当社は、1時間ごと毎正時に検針を行います。また、その詳細は別途定めます。</p> <p>16. ガス量の算定</p> <p>(1) 当社は、原則として14(検針)(1)又は(2)の値に温度及び圧力等の補正を行うことにより、受入ガス量を算定することとし、その詳細は別途定めます。</p>	<p>(ガス量の算定)</p> <p>逆流みなしのガス量の算定は、実流の実績値(連結点における実流計量値)及び順流の計画値と逆流みなしの注入指示量の差による実流の計画値等を用い、次の算式で算出することとします。</p> <p>(算式)</p> <p>連結点における逆流みなしのガス量 = $z_p - \Delta M_p \times z_p / (x_p + z_p)$</p> <p>$x_p$: 連結点における順流の注入指示量 + 順流の調整指示量</p> <p>z_p: 連結点における逆流みなしの注入指示量 + 逆流みなしの調整指示量</p> <p>ΔM_p: 連結点における実流計量値のノルマル換算値 - 実流計画値</p>
<p>29. 託送供給契約の継続、変更及び終了</p> <p>(2) 基本契約の変更を希望する託送供給依頼者は、基本契約の満了日又は変更を希望する期日の90日前の日までに、基本契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、その変更の内容によっては、8(検討の申し込み)(1)に規定する受入検討を申し込んでいただく場合があります。</p> <p>—標準託送供給料金第二種での契約の場合—</p> <p>(11) 締結済みの個別契約の変更を希望する託送供給依頼者は、当社の定める様式により、託送供給変更希望日を明示のうえ、託送供給変更希望日の前日から起算して15日空けた日までに、契約の変更の申し込みをしていただきます。なお、変更の内容によっては、8(検討の申し込み)(3)に規定する供給検討を申し込んでいただく場合があります。</p>	<p>(継続的な供給力の減少時の取扱い)</p> <p>(1) 東電 EP 社が、他託送供給依頼者による順流の託送供給量の変更により当該受入地点の逆流みなしの供給力の変更を希望する場合、東電 EP 社は基本契約の受入地点の供給力の変更を希望する期日の90日前の日までに申し込むこととします。ただし、供給力を変更させる申し込みにつき、やむを得ない理由で申込期日までに申し込むことができない場合には、申込期日を過ぎても申し込むことができます。なお、東電 EP 社は供給力が減少することを認知した時点で、速やかに当社に申し込みを行うこととします。</p> <p>(2) 東電 EP 社が、個別契約の受入地点の変更を希望する場合、変更希望日の前日から起算して15日空けた日までに申し込むこととします。ただし、前項ただし書による当該受入地点の供給力の減少に伴う申し込みの場合で、やむを得ない理由で申込期日までに申し込むことができない場合には、申込期日を過ぎても申し込むことができます。</p> <p>(3) 東電 EP 社が上記(1)(2)の申し込みを行った場合、当社は、変更の可否を東電 EP 社に通知することとします。</p>
	<p>(一時的な供給力の減少時の取扱い)</p> <p>東電 EP 社は、逆流みなしによるガスの受入地点において、以下のとおり供給力が減少する場合であって、代替の受入地点を当社の導管の別の地点に代替する場合には、その供給力を代替する受入地点、期間、供給力及び当該期間の託送供給量を、代替を開始する90日前の日までに、受入地点の変更として、申し込みを行うこととします。当社は、受入地点の変更の可否を東電 EP 社に通知します。ただし、受入地点の代替の申し込みにつき、やむを得ない理由で90日前の日までに申し込むことができない場合には、90日前の日を過ぎても申し込みを行うことがで</p>

託送供給約款項目 (カッコ内は約款関連以外の合意事項)	本申請における供給条件
	<p>きます。なお、東電 EP 社は、供給力が減少することを認知した時点で、速やかに当社に申し込みを行うこととします。</p> <p>(1) 順流のガス量の変動により、逆流みなしの供給力が一時的に減少する場合</p> <p>(2) 東電 EP 社が京葉ガスに依頼する連結託送供給のガス量の減少により、逆流みなしの供給力が一時的に減少する場合</p> <p>(3) その他前各号に準ずる場合</p>
<p>27. 損害の賠償の免責</p> <p>(1) 10 (契約の申し込み及び成立) の託送供給開始日を変更した場合、または 29 (託送供給契約の継続、変更及び終了) の規定により託送供給契約が終了したために、託送供給依頼者、需要家等又は第三者が損害を受けても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) この約款に基づき託送供給を制限又は中止したことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、託送供給依頼者の責任において対応することといたします。ただし 25 (託送供給の制限等)</p> <p>(4) において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。</p>	<p>(損害の賠償の免責)</p> <p>(1) 逆流みなしの託送供給を制限又は中止したことにより、本件託送供給依頼者、需要家等又は第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 逆流みなしの託送供給を制限又は中止したことにより、需要家等又は第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、本件託送供給依頼者の責任において対応することといたします。ただし、(1) において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。</p>